

令和6年度 国民健康保険中央会事業報告

【 】事業概況

1. 国保総合システムの最適化等への対応

(1) 国保総合システムの最適化

令和6年度よりクラウド環境下で稼働を開始した国保総合システムについて、更なる保守・運用経費削減等を目的に、保険者共同処理系の機能整理及び非機能要件の見直しを行った。

保険者共同処理系の機能整理については、令和6年3月から11月にかけて実施した国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）及び保険者への使用状況ヒアリング、連合会との協議を踏まえ、最終的な削除対象としてインターフェース24件、帳票52件を選定し、令和6年11月22日開催の総合調整会議において承認を得た。

非機能要件の見直しについては、適宜連合会とも調整しつつ、大きく以下のフェーズ単位で検討・対応を進めており、令和6年度末を以て以下の対応が完了した。

フェーズ1：VDI削減（～令和6年度末）

フェーズ2：リソース削減、サーバ統合、テスト面削減（～令和7年度末）

フェーズ3：DVH効率化、DBサーバ最適化、マネージドサービスの活用（～令和8年度末）

(2) 審査・支払領域の共同開発への対応

審査・支払領域の共同開発においては、保守・運用費用を下げるためにシステムをモダン化することとし、データベースをKVS（キーバリューストア）を主体としたものとする、画面審査システムをWebシステム方式に見直すことが検討事項となったことから、本会において実現性検証を行い、一部申し送り事項はあるものの、実現可能との報告を得た。

こうした状況を踏まえながら、国保側として了承できる開発方針（開発費が国保側として負担可能な額になること、保険者等へ提供するサービスレベルの維持・向上が確保されること、システムの保守・運用費の低減が図られること）を実現するため、引き続き、厚生労働省、支払基金と協議を進めている。

(3) 開発費用及び運用費用の財源確保

令和6年6月28日開催の臨時総会において、国保総合システムの開発等にかかる国庫補助要求の決議を行い、国保総合システムの最適化及び審査領域の共同開発・共同利用に関するシステム開発費用として、令和7年度に必要となる約32億円が令和6年度補正予算において措置された。

2. 審査支払業務改革の推進

(1) 審査基準及びコンピュータチェックの統一

「審査支払機能に関する改革工程表」(以下「改革工程表」という。)における審査結果の不合理な差異の解消に向けた審査基準の統一の取り組みでは、約18,000項目について、平成30年4月より国民健康保険中央会(以下「中央会」という。)に設置した審査基準統一推進検討会等の各種会議において、統一項目の選定作業等を行い令和6年度末に協議を完了した。

- 各都道府県における「審査委員会の取り決め事項」については、令和2年10月の時点で収集した約18,000項目(内訳は、医科15,042項目、歯科2,686項目、調剤313項目)の中から、事務的観点を除いた約9,000項目に絞り込んだのちに医学的観点を含めた協議のうえ、約1,000項目まで絞り込みの選定を行い、令和6年度末までに医科については380項目を、歯科については1項目を全国統一基準とすることについて全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会(以下「会長連絡協議会」という。)等の会議において承認を得た。
- 支払基金との審査基準の統一も含め、全国統一の基準とする「審査委員会の取り決め事項」は、令和6年度末までにのべ1,647項目(医科1,328項目、歯科319項目)の審査基準の統一を行った。
(令和5年度まで：1,100項目(医科778項目、歯科322項目))

審査基準の統一については、令和5年11月の厚生労働省保険局、支払基金、中央会の三者で合意した3か月以内に両組織で統一することを目標とすることへの対応として、書面による会議の開催を行い基準統一の迅速化を図った。

支払基金との間における不一致事例について協議するため厚生労働省に設置された「審査支払機能における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議」(以下「連絡会議」という。)及び同作業部会が開催され、連絡会議及び同作業部会構成員とともに協議に参画し、8事例について合意が図られ、厚生労働省より令和7年2月28日付で事務連絡が発出された。

なお、令和7年度以降も引き続き随時検討することとなった。

(作業部会：令和6年12月20日開催、連絡会議：令和7年2月21日開催)

- また、令和7年3月19日に開催された連絡会議運営部会に参画し、のべ1,449項目(医科1,011項目、歯科438項目)について全国統一基準となったことを確認した。(令和5年度まで：847項目(医科596項目、歯科251項目))

改革工程表に基づき、国保と支払基金コンピュータチェックとの整合性を進めるため支払基金との会合を6回開催し、国保及び支払基金双方におけるコンピュータチェックの精度向上と効率化を図った。

(2) 審査の充実・強化のための対応

連合会及び中央会の審査担当初任者を対象として、審査担当育成研修チームが講師等を務める「スタートアップ研修」(旧審査担当初任者研修)を4月に開催し、受講者がその後の連合会での業務に慣れてくる半年後の11月にグループワークを中心とした自己研鑽の場として「振り返り研修」を開催した。

審査事務共助職員として審査事務の中心となる職員の養成を目的とする「審査担当エキスパート研修」を開催し、医学講演の前に導入部(講演前の準備体操)としての講義や、講演後には講演内容に関連するレセプト事例を用いた研修を行った。また、新たな試みとして、連合会での研修の講演資料をご提供いただき常務処理審査委員による講演のビデオ投影も行った。

審査支払業務検討委員会WGは、令和6年度診療報酬改定対応、コンピュータチェックの統一や新機能の開発、改革工程表に伴う作業など業務量が増大する中、特定のメンバーに負担が集中していることから、すべての連合会に配置する審査支援担当者を審査支払業務検討委員会WGメンバーの後継者として育成するための研修を実施した。

また、今後の審査支払業務検討委員会WGメンバーの育成等をするため「全国国保連合会WGリスト登録システム」を構築し、令和7年度秋より準備のうえ実施することについて令和7年1月22日の総合調整会議にて承認を得た。

令和6年度より、事務共助職員として備えておくべき知識の確認を目的として、これまでの級の認定を廃止し、名称を変更した「審査事務共助知識力確認試験」について、試験が審査研修の充実・強化の一環であることを主眼に、審査事務共助担当職員として知っておくべき内容となるよう試験委員会で検討し問題の選定・作成を行った。

令和6年度の特別審査については、高額な医薬品の承認等により、総受付件数は昨年度比107.1%と増加となったが、その内容は合併症を多く伴う複雑な入院レセプトが大多数を占めることから、更なる効率的かつ効果的な事務共助を図った。

在宅等における審査については、既に実施している支払基金の状況及び運用に関する課題等について審査委員の意見をいただきながら検討を行った。

柔道整復療養費については、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、「公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入について」検討が進められている。

令和5年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、柔道整復療養費の原則オンライン請求の導入及びそのための必要な措置について、令和6年度末に中間とりまとめが行われた。

(3) 効率的な審査業務のための共同開発の推進

支払基金との審査・支払領域の共同開発・共同利用における各機能（コンピュータチェック機能、AIエンジン、画面審査機能等）について、改革工程表に基づき、厚生労働省、支払基金及び準備室等と連携し、令和7年度からの要件定義に向け、両機関の機能等の差異について調査・分析を行った。

審査・支払領域の共同開発・共同利用に向けて、支払基金等との調整・協議等に対応するための体制強化として、「審査支払機能改革工程推進連携室」を令和7年4月1日より設置することについて令和7年1月22日の総合調整会議にて承認を得た。

また、審査支払機能改革工程推進連携室をはじめとする中央会の業務の支援のため、令和7年4月より、近隣一都三県の連合会に、専任の職員を配置することについて令和7年1月22日の総合調整会議にて承認を得た。

3. 標準システムの更改作業と安定運用

(1) 国保総合システムの安定運用

制度改正等への対応として主に以下の改修を実施するとともに、問合せへの対応等連合会への運用支援を行った。

- ・令和6年度診療報酬改定に係る対応
- ・訪問看護療養費レセプト電子化対応

- ・還元帳票の郵送廃止対応
- ・他県単公費の他県交換対応
- ・マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けた対応
- ・高額医療費負担金の基準額引き上げ対応
- ・医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)とのファイル連携対応
- ・長期収載医薬品に係る後発医薬品差額通知書対応
- ・出産育児一時金の直接支払制度の利用停止対応

高額療養費の見直し対応について、厚生労働省と協議を進めていたが、国の方針により令和7年度以降に先送りされることとなった。

(2) 後期高齢者医療請求支払システムの更改作業と安定運用(医療保険部)

令和8年度の機器更改に向けて、以下のシステム更改方針及び更改・改修要件等を取りまとめた次期後期高齢者医療請求支払システム情報化構想書に基づき、開発業者を一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、設計・開発等の作業を進めた。

【システム更改方針】

- インフラ環境の拠点化・クラウドサービス化
- システム更改に向けた業務アプリケーションの改修

【更改・改修要件】

- システム基盤としてクラウド環境の設計・構築
- インフラ環境変更(クラウド化)に伴うポーティング対応

制度改正等への対応として主に以下の改修を実施するとともに、問合せへの対応等連合会への運用支援を行った。

- ・令和6年度診療報酬改定に係る対応
- ・訪問看護療養費レセプト電子化対応
- ・還元帳票の郵送廃止対応
- ・マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けた対応

高額療養費の見直し対応について、厚生労働省と協議を進めていたが、国の方針により令和7年度以降に先送りされることとなった。

(3) 国保保険者標準事務処理システムの安定運用

中央会が事務局を担っている、国保事業費納付金等算定標準システム検討会及び国保情報集約システム・市町村事務処理標準システム検討会において、厚生労働省と連携して制度改正対応や必要な機能改善等の協議を行った。

国保事業費納付金等算定標準システム

以下 2 つの制度改正に対応するため、納付金システムを改修した。

- ・前期高齢者交付金に係る制度改正
- ・高額医療費負担金の対象レセプト点数引き上げ

子ども・子育て支援金制度に対応するため、厚生労働省・こども家庭庁と連携し、開発工程のうち、要件定義から詳細設計まで完了した。

国保情報集約システム

令和 6 年 4 月からクラウド環境下での運用を開始し、中央会において新たにクラウド監視等を行って連合会の運用に支障のないよう支援を実施した。

制度改正等への対応として主に以下の改修を実施するとともに、問合せへの対応等連合会への運用支援を行った。

- ・マイナンバーカードと被保険者証の一体化に向けた対応
- ・異常終了対策に係る機能改善（制限開局モード）対応

子ども・子育て支援金制度に対応するため、厚生労働省・こども家庭庁と連携し、開発工程のうち、要件定義から結合テストまで完了した。

市町村事務処理標準システム

既に導入されている 580 市町村に加え、新たに導入された 22 市町村に対し、適切な導入支援（説明会・研修会等の開催）を行い、令和 6 年度末で稼働団体は 602 市町村となった。

以下の改修を実施するとともに、導入市町村へ問い合わせ対応等の運用支援を行った。

- ・令和 6 年度データ標準レイアウト改版対応
- ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
- ・標準仕様書に準拠するための機能改修 等

高額療養費の見直し対応について、厚生労働省と協議を進めていたが、国の方針により令和 7 年度以降に先送りされることとなった。

国民健康保険システムの標準化について、国民健康保険システム標準仕様書【第 1.3 版】を令和 6 年 10 月末に公開した後、国民健康保険システム標準化検討会及び同検討会ワーキングチームを開催し、子ども子育て支援金に係る機能等について取り込みを行い、令和 7 年 3 月末に同標準仕様書【第 1.4 版】を公開した。

(4) オンライン請求システム等の安定運用

制度改正等への対応として主に以下の改修を実施するとともに、問合せへの対応等連合会への運用支援を行った。

- ・ 令和 6 年度診療報酬改定に係る対応
- ・ 訪問看護療養費レセプト電子化対応

セキュリティ等管理システム(旧データ集配信システム、基幹系セキュリティ対策システム、保険者向けセキュリティ対策システムを統合して更改)について、開発業者を一般競争入札(総合評価落札方式)により決定し、開発作業を進めた。

(5) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの本稼働等への対応と安定運用

制度改正への対応等として以下の改修を実施するとともに、安定的な運用保守対応を行った。

- ・ マイナンバーカードと保険証の一体化対応

高額療養費の見直し対応について、厚生労働省と協議を進めていたが、国の方針により令和 7 年度以降に先送りされることとなった。

次期システム機器更改(クラウド化対応)について、46 の後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が令和 7 年 3 月末までに次期システムへの切替を行い、残り 1 広域連合についても令和 7 年 5 月に切替を完了し本番稼働している。

次期システムにおいては、令和 6 年度の制度改正への対応を確実に実施するため、一時的に現行システムの COBOL 資材を転用する方針で開発を行ってきた。令和 6 年度の制度改正対応が完了したことを受けて、COBOL 資材を JAVA 資材へ変更する対応を検討する。

後期高齢支援システムの標準化について、後期高齢支援システム標準仕様書【第 1.2 版】を令和 6 年 3 月末に公開した後、後期高齢支援システム標準化検討会及び同検討会ワーキングチーム、同検討会ベンダ分科会を開催し、デジタル庁における追加整理事項及び制度改正、標準仕様書【第 1.2 版】の持ち越し事項等について取り込みを行い、令和 7 年 3 月末に同標準仕様書【第 1.3 版】を公開した。

(6) 保健事業に係るシステムの安定運用

特定健診等データ管理システムの更改作業と安定運用

次期システム更改に向けて、令和 6 年 6 月にアプリケーション開発ベンダ、同年 7 月にインフラ構築ベンダを調達し、要件定義及び基本設計に着

手した。令和7年3月にステアリング・コミッティを開催し、設計工程の完了について了承を得た。

令和7年度中に運用が開始される予定の電子カルテ情報共有サービスについて、健診等機関から同サービスへ登録された健診結果が、オンライン資格確認等システムを経由して、保険者へ連携されるための所要の改修を行った。また、令和6年11月に連合会担当者向け説明会を開催し、サービス開始に向けた必要な周知等を行った。

事業主健診情報（40歳未満）について、令和8年度からのNDBへの収載・提供開始に向けて、同情報の保管年限を延長する所要のシステム改修を実施した。

KDBシステムの本稼働等への対応と安定運用

令和6年に更改したシステムについて、安定運用に向けた対応を行いつつ、運用保守体制やクラウド資源の状況を検証し、適正化を図った。

令和6年度の診療報酬改定及び介護報酬改定への対応について、システムへの影響範囲等を検証し、遅滞なく所要の改修を実施した。

（7）介護保険審査支払等システムの更改作業と安定運用

介護保険審査支払等システム、電子請求受付システム

令和7年5月のシステム更改に向け、連合会におけるテスト移行及び運用試験が円滑に実施できるよう、担当者説明会を開催した。

また、令和6年10月から全国連合会において順次実施された運用テスト等について、作業が適切かつ円滑に実施できるよう支援した。

なお、運用テストにおいて摘出した課題等については適宜解消し、令和7年4月から開始されるシステム切替作業が円滑に実施できるよう対応した。

- 更改作業と並行し、次期システム稼働以降の連合会におけるコスト削減、業務効率化を図るため、クラウドシフトに向けた検討を開始した。
- 令和6年度制度改正・報酬改定については、段階的に機能リリースを行ったとともに、適切なシステム保守管理を実施し、連合会の業務遂行に支障が生じないよう対応した。

ケアプランデータ連携システム

令和6年度においては、約7,000事業所が本システムを導入しており、

安定的なシステムの稼働に努めた。

また、利用事業所の普及・導入を促進するため、利用者の利便性向上に関する機能改善を実施するとともに、連合会と協力し自治体及び事業所への説明会等を実施した。

(8) 障害者総合支援給付審査支払等システムの更改作業と安定運用

令和 7 年 5 月のシステム更改に向け、連合会におけるテスト移行及び運用試験が円滑に実施できるよう、担当者説明会を開催した。

また、令和 6 年 11 月から全国連合会において順次実施された運用試験等について、作業が適切かつ円滑に実施できるよう支援した。

なお、運用試験において摘出した課題等については適宜解消し、令和 7 年 4 月から開始されるシステム切替作業が円滑に実施できるよう対応した。

令和 6 年度制度改正・報酬改定（令和 6 年 4 月及び 6 月施行）や無償化対象児童の所得判定事務の簡素化等にかかる対応を行うとともに、適切なシステム保守管理を実施し、連合会の業務遂行に支障が生じないよう対応した。

(9) 情報セキュリティ対策の推進

令和 6 年 4 月に ISO/IEC27001:2022 への移行を完了した。

標準システムのクラウド環境への移行を順次進めるなか、クラウド環境特有のリスクに対するセキュリティ強化を図るため、ISO/IEC27017(クラウドサービスセキュリティ管理策)認証レベルの運用の構築を目指して、1つの標準システムで ISO/IEC27017 試行運用を開始した。

(10) クラウドにおける全体最適化の検討

現在、標準システムのクラウド環境への移行を順次進めているが、クラウドドリフトだけでは費用削減には限界があり、また、システム単位での調達・開発・運用管理における費用削減にも限界があることから、複数システムでの統一的なサービスの活用やミドルウェアの統制等による余剰リソースの削減ならびにサービス提供事業者からの最大値引きの獲得など標準システム全体での費用最適化を目的に、「システム基盤の統合」について検討を開始した。

また、統合による費用の最適化の可能性が高い医療系と介護系の情報ネットワークの統合についても検討し、技術面での課題の検討だけでなく、中央会のシステム運用の整備や体制・ルールを整備していく必要性が判明した。

- 検討に当たっては、並行して検討されている国保総合システムの最適化や審査領域の共同開発・共同利用の方針ならびに他システムにおける最適化検討等と、本検討で整備される方針に不整合が生じ、全体として最適化が図れなくなる事態に陥らないように、各システムの動向等を視野に入れながら対応している。
- 更に、令和7年3月に「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、中央会・連合会においてもガバメントクラウドを利用することの努力義務が課せられることから、今後、ガバメントクラウドの利用も検討する。

4 . 医療 DX ・ 介護 DX への対応

(1) 医療保険者等向け中間サーバー等の安定的かつ効率的な運営

支払基金と共同で設置している医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）に職員等を配置し、引き続き中間サーバー等による情報連携システムの安定的な運営に努めるとともに、実施機関と中央会関連部署が連携し、保険者及び連合会向けの情報の発信及び運用支援を行った。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を受け、新たな誤入力チェックシステムの開発・運用、中間サーバーに登録される加入者情報の正確性の確保に努めた。

(2) オンライン資格確認等システムの安定的かつ効率的な運営

連合会及び保険者における安定運用のため、中間サーバー等と同様、関係者と連携して必要な情報の発信、運用支援を行った。

(3) 診療報酬改定 DX への対応

厚生労働省からの依頼に基づき中央会に設置した「地方単独公費負担医療に係るマスタの作成及び運用ルールに関する作業チーム」を4回開催し、地単公費マスタとして収集すべき項目や運用ルール等について議論を行った。

- 支払基金からの委託に基づき、同作業チームでの議論、厚生労働省・支払基金との協議を踏まえ、共通算定モジュールでの負担金計算の基礎情報となる地単公費マスタの項目を決定した。

また、自治体担当者がマスタの情報を登録するための地単公費事業情報登録システム（Web フォーム）の構築を行った。なお、令和5年度に集約した暫定版地単公費マスタについては、令和6年度も引き続き更新を行い、週次で更新版を本会 HP に公表した。

国保総合システムの対応としては、自治体区域の内外における地単公費の現物給付化の推進をすべく、被保険者のすべての県外地単公費併用レセプトの取り扱いが可能となるよう審査支払系システムの改修を行い、令和 7 年 3 月末にリリースを行った。

(4) 介護 DX への対応

厚生労働省から依頼のあった介護情報基盤の構築等業務については、令和 8 年度の稼働に向け、開発工程を着実に実施するとともに、連携する関連システムとの円滑な調整に努め、基本設計工程を完了した。

- 併せて、厚生労働省からの依頼により、介護情報基盤の構築等業務の一環として、科学的介護情報システム (LIFE) の顕名化に関する開発業務及び令和 8 年度稼働以降の保守・運用業務を受託し、開発作業に着手した。
- また、令和 7 年度に各種システムを事業所で活用いただくために必要な環境整備等、事業所支援を実施するための窓口設置を予定していることから、設置に向けた準備作業を実施した。
- 介護情報基盤に収集される情報を活用した介護保険分野における保険者支援策の検討については、ワーキング・グループを設置し、保険者へのヒアリングに基づいた課題及び支援策の継続的な協議を実施している。

(5) 予防接種デジタル化への対応

令和 8 年度の運用開始に向けて、予防接種集合契約システム及び予診情報・予防接種記録管理・請求支払システムの設計・開発を着実に進めた。また、令和 7 年度からはデジタル庁が開発を進めていた PMH (Public Medical Hub) 予防接種領域の保守・運用を担うこととなるため、受け入れに向けた準備を整えた。

(6) 母子保健 DX への対応

令和 6 年の通常国会において改正母子保健法が成立し、令和 9 年 6 月までに乳幼児健診や妊産婦健診等にかかる請求支払業務についても連合会が担うこととなった。それに伴い、中央会がシステムの設計・開発を担う予定であり、国が実施する各種検討や母子保健情報デジタル化実証事業の動向を注視しつつ、情報収集を行った。

(7) 自治体検診 DX への対応

「医療 DX の推進に関する工程表」において、医療機関と自治体の間で、自治体検診に関する情報を共有・連携させる仕組みを構築することとされた

ことを受け、厚生労働省から、予防接種等の費用請求支払業務を実施する予定である連合会・中央会に対し、予防接種等と同様に、自治体検診費用の請求支払等業務についてもシステムを構築して、市町村からの委託に基づき実施することについて依頼があり、令和7年1月28日開催の書面による臨時総会において業務を受託することについて承認を得た。

(8) マイナンバーカードと被保険者証の一体化

令和6年12月から健康保険証の新規発行停止及び資格確認書の運用開始を受け、関係するシステムにおいて必要な改修を行い、資格確認書の交付対象者を判断する「初回登録・有効期限状況一覧ファイル」を送付するなど、保険者及び連合会へ適切な情報連携を行い、制度施行への対応を実施した。

各標準システムにおいてマイナンバーカードと健康保険証一体化に向け必要なシステム改修を実施し、令和6年11月末までに各システムのリリースを完了した。

(9) 医療・介護 DX 推進本部の設置

中央会において、国が進める医療・介護 DX の施策に沿った取組みを円滑に推進していくために、関連部署を横断的に統括する「医療・介護 DX 推進本部」を令和6年4月1日付けで設置し、検討・進捗管理等を行う事項の整理を行った。

これまで番号制度対策本部が担ってきた中間サーバー等やオンライン資格確認等システムの開発・運用、医療保険情報の収集及び提供等に関する業務など、実施機関として行う業務を引き続き実施するため、令和6年4月1日付けで「医療保険情報提供等実施機関担当室」を設置した。

(10) 支払基金改革への対応

「医療 DX の推進に関する工程表」において、支払基金を、「審査支払機能に加え、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。この改組にあたっては、地方関係者の参画を得つつ」とされていることから、令和7年通常国会に提出された社会保険診療報酬支払基金法の改正案の内容を踏まえて、厚生労働省・支払基金との調整に加え、連合会とも十分に協議を行い、連合会・中央会として新組織へどのように関与していくか検討を行った。

5. 保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援

(1) 保健事業の推進

保健事業の取組支援の拡充

ア．国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の充実

連合会の保険者支援の質の向上のため、連合会の保険者支援における評価のしくみとして支援指標・支援ステージの検討を行った。支援・評価委員会報告会においては、各連合会が抱えている課題を解決し、効果的な支援方法の共有を図った。

事業報告書については、保険者支援の評価の観点や負担軽減の観点から、他調査との重複項目の削除等の見直しを行った。

イ．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組

高齢者の保健事業の周知・啓発と取組促進のため、都道府県、市町村、広域連合、連合会等を対象とした研修会等を開催し、事業の更なる推進を図った。国のガイドライン改訂等の状況を踏まえ、高齢者の保健事業に始めて携わる連合会職員への活用を促進する観点で「高齢者保健事業の実施支援ハンドブック」の改訂を行い、公表した。

ウ．糖尿病性腎症重症化予防事業の横展開

糖尿病性腎症重症化予防事業を周知・啓発するため、国の糖尿病性腎症重症化予防に関するプログラムや手引きの改訂を踏まえた、「糖尿病性腎症重症化予防セミナーの研修プログラム」改訂の方向性について検討を行った。

KDB システムの活用推進

KDB システムを活用した効果的な保険者支援を行う連合会職員の人材育成を目的として、システム操作やデータ分析スキル向上に資する研修会（「KDB 利活用推進研修会」）を開催した。

KDB システムがデータヘルス推進の基盤として保険者等に継続的に活用されるため、システムを活用した保険者支援の強化や利用者ニーズに即したシステム機能の改善・強化の検討に向けて、保険者におけるシステムの活用実態等に関する情報収集を実施した。

KDB システムのデータを活用した腎機能予測結果還元プロジェクトについて、希望する全国の自治体に対して連合会を介した予測結果等の情報提供を開始した。また、新たな分析テーマとして、「骨折関連」の取り組みに着目し、活用可能性について検証を実施した。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の効果的・効率的な実施に資するため、KDB システムの医療・介護データを活用した新たな機能（「医療・介護等データ活用支援機能」）の開発に着手した。

協会けんぽと連携したモデル事業の実施

令和 5 年度から継続し、地域住民全体の健康保持・増進のため、協会けんぽ本部・支部、連合会と連携し、モデル市町として佐賀県鳥栖市及び鳥取県湯梨浜町の 2 か所において被用者保険と市町村国保が共同して保健事業を実施し、2 年間の実施で培ったノウハウやナレッジ、横展開のための実施課題を踏まえた最終報告書を取りまとめた。

地域包括ケアシステム深化・推進のための支援

地域活動を支援している在宅保健師等会の活動推進や人材育成のための研修会等を開催した。また、国診協と連携し、全国国保地域医療学会や地域医療現地研究会を開催した。

保健事業・データヘルスの今後の取組に関する検討

保健事業・データヘルス等推進委員会において、KDB データを活用した一体的実施の更なる推進に資するため、介護認定予備群をターゲットとした新たな支援機能の開発や、国の動向や将来的な取組みニーズを踏まえて KDB データを活用し、保険者等における骨折関連の取組みに資する分析を実施することをテーマとして KDB システムの機能改善について検討することとした。

日本健康会議「健康づくりに取り組む 5 つの実行宣言 2025」(以下「実行宣言 2025」という。)の最終年度である 2025 年度に向け、地方自治体等の取組みの更なる支援等の参考に資するため、実行宣言 2025 に関する連合会が関与した取組事例集を更新した。

風しん対策への対応等

連合会において請求支払事務が円滑に実施されるよう、厚生労働省等の関係機関と連携を行い、必要な連絡調整を行うとともに、国保総合システム(風しん対策システム)の運用支援を実施した。

令和 6 年度の事業受託について、令和 5 年度と同様に健全な事業運営を担保することを目的として、連合会の運用経費のうち市町村から徴収する事務費で賄えない分に対して、厚生労働省において国庫補助が措置された。

風しんの追加的対策が令和 6 年度末に終了したことから、集合契約に基づき連合会が代行する請求支払事務は令和 7 年 3 月 10 日をもって終了となり、それ以降については、各実施機関がクーポン券を発行した市町村へ直接請求することとなった。

(2) 保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援

国保の保険者努力支援制度や介護保険の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金のインセンティブを活用した取組への支援

保険者において保険者努力支援制度等のインセンティブ制度の活用が進むよう、KDB システムの利活用促進、情報提供等を行った。

保険者協議会の活動の推進

各都道府県に設置された保険者協議会の活動を推進することを通じて被保険者等の健康増進及び医療費適正化の推進を図れるように、保険者協議会の基本情報調査や担当者会議を開催し、実行宣言 2025 の達成状況等の情報提供等を行った。

保険者協議会中央連絡会において、保険者協議会の運営に関する連絡調整、保健事業等に関する情報交換を行い、この中で、各医療保険者間の連携を深めるための市町村国保と協会けんぽとの共同モデル事業の経過を報告するとともに、各団体においても、実行宣言 2025 の最終年度に向けて特に宣言 2 の達成率について引き続き、予防・健康づくりの取組みを強化する協力を依頼した。

第三者行為求償事務の充実強化

第三者行為求償事務研究会において、国や中央会における連合会の求償事務支援状況を説明し、連合会における実務的課題の改善に向けた取組みの共有を行った。

また、標準システム構築に係る検討、制度改正に伴う都道府県体制構築支援事業に関する経過を報告した。

第三者行為求償事務に係る損害保険団体との覚書の運用改善を図るため、国、損保 6 団体との協議を開催し、各団体における届出支援の状況把握を行った。

マイナ保険証移行に係る被保険者資格情報の確認について、リーフレットの修正を行い、各損保会社等担当者へ周知するよう依頼した。

連合会における第三者行為求償事務の充実のため、担当者の習熟度別に研修を行った。初任者に対しては、基本的な知識の習得を目的として令和 5 年度に作成した動画を継続公開し、管理職・事務経験者に対しては、専門知識の向上と連合会間の連携を目的として、対面での研修を行った。

令和 5 年の国保法改正により、広域的又は専門的な事案について、令和 7 年 4 月より、市町村から都道府県へ委託することが可能となったことから、都道府県における当該業務が円滑に進むよう、厚生労働省からの依頼に基づき、都道府県体制構築支援事業を実施した。

保険者支援事業の実施

国保事業の安定化を支援するため、国保保険料(税)等に係る基礎力向上研修を開催し、保険料(税)適正算定マニュアルの普及促進を図った。

海外療養費不正請求対策事業の推進のため、連合会等へ向けて、業務実績一覧や不正請求事例の情報提供を行った。

後発医薬品差額通知コールセンターの運営について、問合せ状況や傾向の情報提供を毎月行った。

(3) 介護保険事業の推進

介護保険制度の安定的な事業運営のため、関係機関との連携を密にし、連合会において円滑な審査支払等業務が行えるよう、介護給付費請求に係る共同受付業務や全国決済業務等について対応した。

- また、市町村における介護給付適正化事業の推進について、適正化の更なる推進のため、連合会を通じた支援に努めた。

(4) 障害者総合支援事業の推進

障害者総合支援給付や関係する社会状況の変化、技術革新の進展等を踏まえ、市町村、連合会の審査事務の効率化を推進するとともに、厚生労働省、都道府県の事業に対しても連携や協力を強化し、事業所支援も含め、障害福祉に関わる事務の効率化と高度化を図る観点から、必要な調査、検討等を行った。

- ・ 都道府県・事業者支援(都道府県設置の事業所サポートセンター支援)
- ・ エラー件数データ分析を通じた報酬改定等による影響調査 等

(5) 国保制度改善強化に向けた取組

全国知事会、全国市長会及び全国町村会をはじめとする自治関係団体と連携し、医療保険制度の一本化等を決議として採択する国保制度改善強化全国大会を開催した。

同大会においては、国保運営の基幹システムである国保総合システムの開発や運用に要する費用について、保険者に追加的な財政負担が生じないよう、

国の責任において必要な財政措置を確実に講じるよう決議し陳情活動を実施した。

6 . 効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保

(1) 令和 7 年度に向けた負担金の協議

「後期高齢者医療審査支払システム開発負担金」については、後期高齢者医療請求支払システム更改にかかる調査研究やアプリケーション調達結果により開発経費の削減が図られたこと、また令和 7 年度の国庫補助額が当初見込み額より多く措置されたことから、令和 7 年度分については徴収しないこととした。

「共同運用負担金」については、令和 7 年度下期から令和 10 年度までの間について都道府県別に定めた負担金額について承認を得た。また、「介護共同受付システム等負担金」、「共同受付システム等負担金（障害者総合支援給付関係）」については、令和 7 年度分のみを現行単価で据え置くこととし、令和 8 年度以降については他の負担金と合わせて令和 7 年度に改めて協議することとした。

(2) 効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減

総合調整会議や各種委員会について、これまで活用していたテレビ会議システムから web 会議システムによる開催に変更し、経費削減を図った。

介護情報基盤の構築や予防接種システムの開発等による職員等の増加を踏まえ、執務室の拡張など狭隘化対策を実施した。

より効率的な業務実施に向け、在宅勤務環境整備のための準備作業を実施した。

(3) 財源の確保・財務構造の改善

令和 4 年 10 月及び令和 5 年 10 月開催の中央会臨時総会で承認された令和 6 年度の各負担金の額に基づき、予算編成及び予算執行管理を適切に行った。

診療報酬改定施行時期の見直しへの対応終了後の国保総合システム開発負担金の残額については、令和 7 年度予算へ繰り越したうえで精算することとし、その方法等について連合会と協議を行うこととなった。

(4) 人材の育成・確保

令和 6 年度より新たに設置した人事・調整課において、「システム人材育

成・確保計画」に基づき、人事評価制度の見直しを実施するとともに研修等の充実化の検討を行った。また、SE 経験者等の中途採用をほぼ通年で実施し人材の確保に努めた。

- 連合会実務の経験のため連合会への出向派遣を行うとともに、予防接種システムや介護情報基盤の構築等のため、自治体職員や民間事業者の職員の出向の受入れを実施した。
- 職員研修については、従来からの階層別研修や審査関係、IT 関係等の各種専門研修を実施した他、中央会におけるシステム人材の育成のため、中央会の新入社員を対象としたITの基礎知識・スキル習得のための外部研修の企画・制度化を行った。

障害者雇用に向け、ハローワーク主催の障害者就職面接会へのブース出展など取組みを進め、令和7年4月より1名採用することとなった。職場での受け入れにあたり、中央会職員の理解を深めるため、ハローワーク職員による研修会を開催した。

(5) 連合会・中央会の連携・協力体制の強化

令和5年度に引き続き、改革工程表に基づく審査支払領域の共同開発・共同利用への取組みなどの対応のため、審査支払業務検討委員会ワーキンググループ体制強化を目的に近隣の一都三県から短期の職員派遣を実施いただいた。

(6) 適正な会計事務の実施

連合会への資産譲渡を前提とした国保総合システム開発負担金の令和5年度分の資産譲渡を適切に実施した。

収支相償原則の見直し等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月に施行されることから、改正内容の確認等の必要な準備を行った。

(7) 人事・給与制度の運用

高年齢職員の処遇については役職定年制を原則とし、役職定年の特例や暫定勤務延長の適用について厳格な運用を行った。また、国家公務員の給与法や人事院規則等の改正内容を踏まえて、本会の関係規程の改正を実施した。

- 国家公務員の人事評価制度を踏まえて、チャレンジ目標やマネジメント目標の設定など中央会の人事評価制度の見直しを実施した。また、4月と12月をハラスメント防止・撲滅月間に指定し、動画配信による自己学習を行うな

ど、ハラスメント対策への取組みを行った。

(8) 調査研究・統計・広報の充実

国保の現状に関する統計データや連合会・中央会の業務概要をまとめた冊子「国保のすがた」を作成し、連合会・市町村に配布し、国保制度改善強化全国大会や政府等への陳情活動においても参考資料として活用した。

「保険者別財政診断分析表」・「保険者規模別国保財政診断指数表」について、保険者に対する財政分析に係る支援をより一層充実させるために、令和2年度から作成している保険者別の「国保財政レポート」と共に連合会へ提供した。

上記資料を関係者において有効に活用いただけるよう、「国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修」にて、国保における財政分析の基本的な視点や関連データの見方等に関する説明を行った。

「国民健康保険団体連合会事業の概況」について、連合会における事業の実状に合わせ掲載項目等の見直しを行った。

また、「国民健康保険の実態」を作成し、国保保険者及び一般向けに配布を行った。

加えて、「医療費の動向」「医療費速報」等の統計資料について、月次・年次等の単位で資料を作成し、中央会ホームページ等での情報提供を行った。

国の情勢や制度改正等の情報提供のため、国保新聞及び国保情報の発行を行った。

(9) 災害対策

中央会で働く者全員の災害時の安全等の確保のため、災害備蓄品の管理や防災用具の調達を行うとともに、災害発生時の安否確認を迅速に行えるよう安否確認システムを活用し適切に管理を行った。

災害発生に備え、中央会業務継続計画に基づき、災害対策本部の設置や初動対応手順等の確認を中心とした初動対応班の活動訓練など、災害対策に係る訓練を実施した。

災害救助法適用時における医療機関等への被保険者の既往歴の提供について、改めて厚生労働省及び三師会と調整のうえ国保としての取扱いを整理し、令和7年1月27日開催の既往歴等の提供にかかるシステム担当者説明会にて説明し、災害発生時には即座に対応できるよう具体的な流れ等を整理した。

【事業実施状況】

<p>【1】国保総合システムの最適化等への対応</p> <p>(1)国保総合システムの最適化</p> <p>(2)審査・支払領域の共同開発への対応</p> <p>(3)開発費用及び運用費用の財源確保</p>	<p>最適化対応に向けた検討、改修対応の実施 フェーズとしてVDI移設の切り替え対応を実施 各種会議・説明会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合システム最適化に係る課(部)長会議(7月17日、19日、24日、25日、29日、31日) ・国保総合システム担当者説明会(7月23日、9月13日、9月17日) <p>改革工程表に基づく支払基金との以下の共同開発体制への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払システム共同開発準備室(令和3年度より) ・審査支払システム共同開発アドバイザリーボード(令和6年度は開催なし) ・審査支払システム共同開発作業班(6月25日、11月11日) <p>審査領域の共同開発・共同利用に向けた調査事業の実施 支払基金のコンピュータチェックシステムを国保が利用した場合の影響分析の実施 各種会議・説明会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払システムの共同開発・共同利用に向けた調査事業報告書にかかる連合会担当課(部)長説明会(7月16日) ・審査システムの共同開発・共同利用にかかる作業報告書の作成(令和6年8月設置:審査システムの共同開発・共同利用に向けた作業チームによる報告)(11月) ・支払基金本部及び東京センターへの視察(8月21日~23日、9月2日~3日) ・審査支払システムの共同開発・共同利用に関する連合会担当者説明会(3月17日) <p>国庫補助要請の決議を実施、令和6年度補正予算として32億円が措置</p>																
<p>【2】審査支払業務改革の推進</p> <p>(1)審査基準及びコンピュータチェックの統一</p> <p>(2)審査の充実・強化のための対応 特別審査の充実</p>	<p>審査基準の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金の審査基準の統一も含め、医学的根拠が明確なものについて全国統一の基準とすることとし、1,647項目(医科1,328項目、歯科319項目)をその対象とした(3月) <p>支払基金とのCCの整合性に向けた取組み(定期的)</p> <p>特別審査委員会(毎月)(速報値)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年度取扱件数</td> <td>64,713件</td> <td>(対前年度比</td> <td>107.1%)</td> </tr> <tr> <td>・医科</td> <td>63,431件</td> <td>(対前年度比</td> <td>107.0%)</td> </tr> <tr> <td>・歯科</td> <td>1,282件</td> <td>(対前年度比</td> <td>109.6%)</td> </tr> <tr> <td>・再審査</td> <td>23,035件</td> <td>(対前年度比</td> <td>104.7%)</td> </tr> </table> <p>画面システムを用いた特別審査レポートの処理 (電子レポート件数(再掲)医科60,737件、歯科1,161件) 特別審査の充実(事務共助、審査委員との連携、数値目</p>	令和6年度取扱件数	64,713件	(対前年度比	107.1%)	・医科	63,431件	(対前年度比	107.0%)	・歯科	1,282件	(対前年度比	109.6%)	・再審査	23,035件	(対前年度比	104.7%)
令和6年度取扱件数	64,713件	(対前年度比	107.1%)														
・医科	63,431件	(対前年度比	107.0%)														
・歯科	1,282件	(対前年度比	109.6%)														
・再審査	23,035件	(対前年度比	104.7%)														

<p>連合会における審査の充実(審査の判断基準及びコンピュータチェック内容の統一に向けた取組を含む)</p>	<p>標の設定)等 審査結果事例の分析及び連合会へ情報提供(定期的)</p> <p>可視化レポートを実行(医科8項目・歯科14項目) ・検診前レポートを中央会HPに公開(10月11日) ・検診後レポートを中央会HPに公開(3月19日)</p> <p>全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会(6月6日、8月29日、12月5日、3月6日) 同役員会(令和6年度は開催なし) 全国国保診療報酬審査委員会歯科部会長等連絡会議(9月4日、1月28日) 連合会常務処理審査委員連絡会議(11月28日) 医科審査基準統一推進検討会(5月9日、6月12日、7月11日、9月12日、10月3日、11月27日、1月9日、3月12日) 歯科審査基準統一推進検討会(7月4日、1月8日) 審査情報提供検討委員会(9月5日、2月6日) 審査情報提供歯科検討委員会(9月11日、2月12日) 審査情報提供歯科検討委員会に係る作業委員会(令和6年度は開催なし) 審査支払業務検討委員会(7月12日、9月25日、11月18日、12月19日、1月21日、3月12日、3月17日) 同委員会ワーキンググループ(4月30日～5月2日、5月27日～29日、6月26日～28日、7月24日～26日、9月2日～4日、9月30日～10月2日、10月30日～11月1日、11月25日～27日、1月29日～1月31日、2月25日～26日、3月3日～5日) 同委員会ワーキンググループ1都3県メンバー(上記年間日程に加え、毎月2日間中央会にて各種作業を実施) 審査支払業務検討委員会WGメンバー育成研修(11月7日、12月5日) 連合会・中央会審査担当課(部)長会議(6月6日、7月30日、8月30日、9月26日、1月9日、2月6日、3月6日) 連合会審査担当職員研修 ・初任者研修(スタートアップ研修) 4月8日～4月9日 162名) ・初任者研修(振返り研修) 11月7日～11月8日 104名) ・エキスパート研修等(9月2日～9月3日 88名) 連合会要望に即した研修支援(地区別ブロックからの依頼を含む) ・東海3県 (7月3日～4日) ・中国地区 (7月5日) ・東海北陸地区 (7月8日～9日) ・中国、四国地区 (9月3日～4日) ・東北、北海道地区 (10月3日～4日) ・東海北陸・四国地区(10月7日～8日) ・福島県 (2月7日) 審査事務共助知識力確認試験(12月4日) 審査事務共助に関する連絡調整(随時) 審査事務共助知識力確認試験委員会の開催(6月4日、8月6日～8月7日、9月25日～9月26日、1月29日) 審査事務共助知識力確認試験フォローアップ研修の実施(2月6日) コンピュータチェックの充実(令和7年2月審査時点) ・医科算定ルルチェック 4,932項目(対前年度比107.1%) ・歯科算定ルルチェック 2,344項目(" 109.7%)</p>
--	---

<p>(3)効率的な審査業務のための共同開発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調剤算定ルールチェック 234項目 (" 66.5%) ・医科審査支援チェック 12,953項目 (" 102.6%) ・医科縦覧・横覧チェック 2,537項目 (" 99.4%) ・歯科縦覧チェック 517項目 (" 102.0%) ・医科突合チェック 988項目 (" 107.0%) <p>厚生労働省、支払基金及び審査支払システム共同開発準備室等と連携し共同利用を行う機能について連合会の意見を踏まえ協議を実施。</p>
<p>【3】標準システムの更改作業と安定運用</p>	
<p>(1)国保総合システムの安定運用</p>	<p>システム保守管理、安定的運用支援 制度改正及び新たな事業等への対応（令和6年度診療報酬改定、訪問看護療養費レボ電子化対応等） 各種会議・説明会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合システム担当ステアリング・コミティ（10月7日～15日（書面開催）） ・国保総合システム部会（5月9日、8月14日、10月22日、11月14日、12月16日、2月20日、3月25日） ・国保総合システム・国保情報集約システム合同連合会向け説明会（5月24日）
<p>(2)後期高齢者医療請求支払システムの更改作業と安定運用</p>	<p>システム保守管理、安定的運用支援 制度改正及び新たな事業等への対応（令和6年度診療報酬改定、訪問看護療養費レボ電子化対応等） 機器更改に向けた設計・開発等の実施 国保総合システム部会等の中で機器更改の進捗状況等の報告・協議等を実施 次期後期高齢者医療請求支払システム担当者説明会（1月27日）</p>
<p>(3)国保保険者標準事務処理システムの安定運用</p> <p style="padding-left: 20px;">国保事業費納付金等算定標準システム</p> <p style="padding-left: 20px;">国保情報集約システム</p> <p style="padding-left: 20px;">市町村事務処理標準システム</p>	<p>システム保守管理、安定的運用支援 機能改善</p> <p>システム保守管理、安定的運用支援 制度改正及び新たな事業等への対応（マイナンバーカードと被保険者証の一体化への対応、異常終了対策に係る機能改善（制限開局モード）対応等） 各種会議・説明会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保情報集約システムに係る国保連合会向け説明会（5月24日、3月12日） ・国保情報集約システム・市町村事務処理標準システム検討会連合会委員との意見交換会（1月10日） <p>機能改善、制度改正 システム保守管理、安定的運用支援 導入促進への対応 自治体システム標準化に向けた取組み</p>
<p>(4)オンライン請求システム等の安定運用</p>	<p>システム保守管理、安定的運用支援 制度改正及び新たな事業等への対応（令和6年度診療報酬改定、訪問看護療養費レボ電子化対応等） セキュリティ等管理システムの設計・開発等の実施</p>
<p>(5)後期高齢者医療広域連合電算処理システム</p>	<p>機能改善、制度改正</p>

<p>ムの本稼働等への対応と安定運用</p>	<p>システム保守管理、安定的運用支援 機器更改（クラウド化）への対応 自治体システム標準化に向けた取組み</p>
<p>(6)保健事業に係るシステムの安定運用 特定健診等データ管理システム</p>	<p>特定健診等データ管理システムの保守管理、安定運用支援 電子カルテ情報共有サービス運用開始に向けたシステム改修 次期システム更改に向けた開発ベンダの調達と要件定義 工程、設計工程の実施 事業主健診情報（40歳未満）のNDB連携に向けたシステム改修 令和6年度特定健康診査等の実施状況に関する報告 < NDB報告件数（市町村国保） > ・保険者数 1,738保険者 ・特定健康診査受付件数 6,092,675件 ・特定保健指導受付件数 194,674件 令和6年度の全国決済の実施状況 県外分件数 165,619件（対前年比 98.2%） 県外分金額 1,619,963,948円（対前年比 97.8%） 差引件数 134,461件（対前年比 98.1%） 差引金額 1,299,043,050円（対前年比 98.6%）</p>
<p>KDB システム</p>	<p>システムの保守管理、安定運用支援 システム運用保守体制、クラウド資源の適正化 制度改正への対応（診療報酬改定・介護報酬改定に係る対応）</p>
<p>(7)介護保険審査支払等システムの更改作業 と安定運用 介護保険審査支払等システム、電子請求 受付システム</p>	<p>システム更改に向けたテスト移行・運用試験の実施 次期システムの開発 次期システム稼働以降のクラウドシフト化の検討 現行システムに対する制度改正・報酬改定対応 保守管理及び安定運用支援 担当者説明会の開催</p>
<p>ケアプランデータ連携システム</p>	<p>ケアプランデータ連携システムの開発及び安定運用支援 ケアプランデータ連携システムの普及促進</p>
<p>(8)障害者総合支援給付審査支払等システム の更改作業と安定運用</p>	<p>システム更改に向けたテスト移行・運用試験の実施 次期システムの開発 現行システムに対する制度改正・報酬改定対応 保守管理及び安定運用支援 担当者説明会の開催</p>
<p>(9)情報セキュリティ対策の推進</p>	<p>ISMS認証の維持 ISMSクラウドセキュリティへの対応</p>
<p>(10)クラウドにおける全体最適化の検討</p>	<p>全体最適化としての「システム基盤の統合」の検討推進 （技術、運用、体制・ルール） 他システムでの最適化検討方針等の情報収集と全体方針調整 ガバナメントクラウドの利用の検討</p>
<p>【4】医療 DX・介護 DX への対応 (1)医療保険者等向け中間サーバ等の安定的</p>	<p>支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの</p>

<p>かつ効率的な運営</p> <p>(2)オンライン資格確認等システムの安定的かつ効率的な運営</p> <p>(3)診療報酬改定 DX への対応</p> <p>(4)介護 DX への対応</p> <p>(5)予防接種デジタル化への対応</p> <p>(6)母子保健 DX への対応</p> <p>(7)マイナンバーカードと被保険者証の一体化</p> <p>(8)医療・介護 DX 推進本部の設置</p> <p>(9)支払基金改革への対応</p>	<p>安定運営を実施。 実施機関と中央会関係部署が連携し、必要な開発を実施</p> <p>支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施。 オンライン資格確認の基盤を活用した新たなサービスについての確な運用を実施</p> <p>地方単独公費負担医療に係るマスタの作成及び運用ルールに関する作業チームの開催（7月12日、9月11日、12月4日、3月21日） 3月21日は書面開催 ○地単公費事業情報登録システムの構築 国保総合システムの改修（75歳未満の被保険者のすべての県外地単公費併用レセプトの取り扱いが可能）</p> <p>介護情報基盤構築に向けたシステム開発 ○科学的介護情報システム（LIFE）の顕名化に関する開発業者調達及び開発準備 ○事業所支援窓口の設置準備 ○介護情報の活用による保険者支援策の検討</p> <p>予防接種集合契約システム、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの構築 予防接種事務デジタル化に関する国保連合会担当者説明会の開催（6月27日、12月6日、1月31日）</p> <p>国の検討や母子保健情報デジタル化実証事業の注視、情報収集</p> <p>関係システムにおける改修を実施 保険者及び連合会へ適切な情報連携等を実施</p> <p>医療・介護DX推進本部、医療保険情報提供等実施機関担当室の設置 第1回医療・介護DX推進本部会議の開催（4月15日）</p> <p>支払基金の抜本的な改組に係る支払基金法改正に伴う厚生労働省・支払基金との調整等、連合会・中央会として必要な対応等の検討を実施</p>
<p>【5】保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援</p> <p>(1) 保健事業の推進 保健事業の取組支援の拡充 ア．国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の充実</p> <p>イ．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への取組</p>	<p>「保健事業支援・評価委員会」報告会（ウェビナー_12月20日開催 支援・評価委員46名、連合会204名 計250名） 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会（WEB会議_12月3日） ヘルスサポート事業運営委員会ワーキング・グループの開催（書面開催_10月7日）</p> <p>高齢者の保健事業ワーキング・グループの開催（WEB会議_9月12日、2月14日） 連合会及び後期高齢者医療広域連合向け研修会の開催（WEB会議_11月8日 連合会180名、都道府県119名・広域連合164名、地方厚生局23名 計486名）</p>

<p>ウ．糖尿病性腎症重症化予防事業の横展開</p>	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会の開催(ウェビナー_7月5日 市町村1,716名、都道府県158名、広域連合125名、連合会176名、地方厚生局10名 計2,185名) 高齢者の保健事業におけるハンドブックの改訂(国保中央会_3月)</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防セミナー・キング・グループの開催(WEB会議_8月30日)</p>
<p>KDB システムの活用推進</p>	<p>連合会職員向けKDBシステムの操作等研修の企画・実施 国保連合会保健師及び保健事業担当者研修会・国保データヘルス(KDB)システム利活用推進研修会(2月28日) システムの今後の在り方の検討 KDBデータを活用した取組(腎機能予測結果の全国還元、新たな分析テーマの検討) 医療・介護データを活用した新規機能(医療・介護等データ活用支援機能)開発</p>
<p>協会けんぽと連携したモデル事業の実施</p>	<p>モデル市町にて、協会けんぽとハイリスクアプローチの実施に関する業務委託契約を締結 事業推進懇談会開催(湯梨浜町_5月21日、鳥栖市_5月27日) (鳥栖市民デー)協会けんぽと鳥栖市、国保連が共同で健康フェアを開催(鳥栖市_8月11日) モデル事業の中間報告書の全国連合会への発信(国保中央会_9月17日) 厚生労働省「地域・職域連携関係者会議」にて湯梨浜町の取組みを事例発表(湯梨浜町_10月25日) 日本健康会議にて国保中央会・原理事長より事例発表(国保中央会_10月30日) 湯梨浜町にて協会けんぽと連携した住民向け講演会、事業所の健康測定会・相談会を開催(湯梨浜町_11月～2月) 報告書作成(国保中央会_3月)</p>
<p>地域包括ケアシステム深化・推進のための支援</p>	<p>在宅保健師等会の運営支援 全国連絡会役員会(WEB会議_10月25日)、全国連絡会(DVD配布_2月19日) 全国国保診療施設協議会との共催事業 第38回地域医療現地研究会(6月21日～22日：帯広) 第64回全国国保地域医療学会(10月4日～5日：盛岡) 地域包括医療・ケア研修会(1月17日～18日：富士リフトアキハバラザ')</p>
<p>保健事業・データヘルスの今後の取組に関する検討</p>	<p>保健事業担当課(部)長会議(動画配信_4月下旬、_6月4日開催 45名) 保健事業・データヘルス等推進委員会 「令和7年度の中央会保健事業の進め方について」「社会保険診療報酬支払基金の抜本改組について」(WEB会議_1月29日、2月18日)</p>
<p>風しん対策への対応</p> <p>(2)保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援</p>	<p>連合会における円滑な事業実施に向けた支援 システム保守管理、安定的運用支援</p>

<p>国保の保険者努力支援制度等を活用した取組への支援</p>	<p>「保健事業支援・評価委員会」報告会（ウヰビナ_12月20日開催 支援・評価委員46名、連合会204名 計250名）＜再掲＞ 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会（WEB会議_12月3日）＜再掲＞ ヘルスサポート事業運営委員会ワーキング・グループの開催（書面開催10月7日）＜再掲＞</p>
<p>保険者協議会の活動の推進</p>	<p>国保連合会保健事業及び保険者協議会担当課（部）長・担当者会議（動画配信_4月下旬、6月4日開催 91名）（再掲） 保険者協議会中央連絡会の開催、保険者協議会事務局への支援 保険者協議会中央連絡会（WEB会議_3月18日）</p>
<p>第三者行為求償事務の充実強化</p>	<p>第三者行為求償事務研究会（2月） 連合会第三者行為求償事務担当職員等研修（7月・9月）</p>
<p>保険者支援事業の実施</p>	<p>保険料（税）適正算定マニュアル等の保険者への普及促進 国保保険料（税）等に係る基礎力向上研修（動画配信） 後発医薬品利用差額通知に係るコールセンターの運営 連合会への情報提供（毎月） 全国国保運営協議会会長等連絡協議会（2月26日 全国町村会館） 全国決済業務 県外分診療報酬等全国決済業務 ・県外分件数 41,395,550件（対前年度比 100.3%） ・県外分金額 1,247,011,944,906円（ " 101.5%） ・差引件数 13,193,614件（ " 99.5%） ・差引金額 277,947,699,351円（ " 101.9%） 県外分出産育児一時金等全国決済業務 ・県外分件数 11,667件（対前年度比 91.3%） ・県外分金額 5,629,567,619円（ " 93.0%） ・差引件数 6,411件（ " 89.7%） ・差引金額 3,087,151,310円（ " 91.3%） 県外分保険者間調整療養費等全国決済業務 ・県外分件数 62,236件（対前年度比 101.6%） ・県外分金額 1,879,981,090円（ " 113.5%） ・差引金額 929,382,240円（ " 114.7%） 県外分風しん抗体検査等費用全国決済業務 ・県外分件数 10,745件（対前年度比 87.9%） ・県外分金額 51,831,991円（ " 90.6%） ・差引件数 5,202件（ " 84.2%） ・差引金額 23,509,454円（ " 89.3%） 県外分新型コロナウイルスワクチン接種等費用全国決済業務 令和6年5月（4月請求）分で取扱終了 ・県外分件数 14,248件（対前年度比 2.4%） ・県外分金額 36,000,833円（ " 2.3%） ・差引件数 3,271件（ " 2.0%） ・差引金額 8,837,367円（ " 2.0%） ○国民健康保険特別高額医療費共同事業 ・対象件数 25,185件（対前年度比 120.2%） ・交付金総額 23,443,454,120円（ " 113.9%） ○後期高齢者医療特別高額医療費共同事業 ・対象件数 28,415件（対前年度比 114.0%） ・交付金総額 12,279,094,465円（ " 121.8%）</p>

<p>(3)介護保険事業の推進 共同受付事務の実施</p> <p>介護給付費等に関する全国決済業務</p> <p>介護保険関係業務に関する説明会、会議、研修等の実施</p> <p>介護保険に関する統計等の資料整備</p> <p>保険料の年金からの特別徴収等事業</p> <p>介護給付適正化事業</p>	<p>共同受付センターによる介護給付費の請求に係る共同受付業務等</p> <p>県外分介護給付費等データ交換及び全国決済業務</p> <p>連合会介護保険担当者等に対する説明会・研修等</p> <p>介護保険業務関係資料の作成</p> <p>特別徴収に係る経由機関業務 経由機関業務システムの改修、保守管理及び安定運用支援 年金生活者支援給付金に係る経由機関業務</p> <p>介護給付適正化システムの改善及び保守管理等 連合会等が行う介護給付適正化事業の支援</p>
<p>(4)障害者総合支援事業の推進 共同受付事務の実施</p> <p>障害者総合支援給付費に関する全国決済業務</p> <p>審査機能の強化に向けた検討等</p>	<p>共同受付センターによる障害福祉サービス等給付費の請求に係る共同受付業務等</p> <p>県外分障害者総合支援給付費データ交換及び全国決済業務</p> <p>障害者総合支援法等審査事務研究会での検討 ・今後の審査事務の在り方に関すること ・「警告」から「エラー」への移行 ・同一世帯における複数児童の上限額管理結果票の電子化</p>
<p>(5)国保制度改善強化に向けた取組</p>	<p>国保制度改善強化全国大会 (11月15日 砂防会館 527名) ・砂防会館に全国の市町村長、国保関係者参集 <決議内容> ・医療保険制度の一本化を早期に実現すること。 ・国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実に努めること。 ・普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。 ・被用者保険の適用拡大の検討に当たっては、国保の安定的な財政運営を確保し、保険者機能を堅持するという観点を踏まえること。 ・医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のため総合的な対策を講じるとともに、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。 ・医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置をすべて廃止するとともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の拡充を行うこと。 ・子ども・子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分得られるよう分かりやす</p>

	<p>く丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないように必要な財政措置を確実に講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。 ・国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、必要な措置を講じること。 ・国民の健康保持・増進及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステム更改等に係る財政措置を講じること。 ・医療・介護DXの推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国の責任においてマイケ保険証の利用を促進し、従来の保険証の廃止に伴う追加的な事務に対して必要な支援を講じること。 ・国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。 <p>国保制度改善のための陳情活動（11月15日） 大会運営委員会（第1回：10月10日 参集、第2回：11月14日 参集） テラブック「国保のすがた」の配布</p>
<p>〔6〕効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保</p> <p>(1)令和7年度に向けた負担金の協議</p> <p>(2)効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減</p> <p>(3)財源の確保・財務構造の改善</p> <p>(4)人材の育成・確保 人材育成・人材確保</p> <p>連合会・中央会職員の階層別研修などの実施</p>	<p>後期高齢者医療審査支払システム開発負担金、共同運用負担金等介護関係負担金の承認</p> <p>web会議システムの導入 執務室の狭隘化対策 在宅勤務環境整備の準備</p> <p>連合会負担金に基づく適正な予算編成及び予算執行管理 国保総合システム開発負担金の精算方法の検討</p> <p>人事評価制度の見直し、SE等の中途採用の通年実施</p> <p>連合会・中央会初任者研修 参集 (1班 4月3日～5日 46名) (2班 4月10日～12日 44名) (3班 4月17日～19日 49名) 連合会・中央会中堅職員研修 参集 (1班 1月30日～31日 52名) (2班 2月6日～7日 63名) 連合会・中央会新任係長研修 参集 (1班 5月22日～24日 22名) (2班 5月29日～31日 27名) (3班 6月5日～7日 43名) 連合会・中央会新任課長研修 参集 (7月4日～5日 55名) 連合会幹部研修 参集 (8月1日～2日 34名) 連合会・中央会IT研修 ・共通講座（10月～ 聴講者多数）動画配信</p>

<p>中央会内職員への業務研修の実施</p> <p>(5)連合会・中央会の連携・協力体制の強化</p> <p>(6)適正な会計事務の実施</p> <p>(7)人事・給与制度の運用</p> <p>(8)調査研究・統計・広報の充実</p> <p>(9)災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎講座（12月13日 60名）Web会議 ・実務講座（10月24日～25日 55名）参集 <p>医療費等データ評価・分析研修 Web会議 （3月13日）</p> <p>IT基礎知識、スキル習得のための外部のシステム研修の企画・制度化 スキルアップ研修「コミュニケーション力向上研修」 （5月9日、5月27日 計8名）</p> <p>審査支払業務検討委員会WG強化のための取組み</p> <p>国保総合システム開発負担金に係る資産譲渡の実施 収支相償原則の見直し等に係る改正関連法案の施行に向けた準備を行った</p> <p>役職定年制の厳格な運用、国の給与法や人事院規則等に準じた関係規程の改正の実施 人事評価制度の見直し、ハラスメント対策強化の実施</p> <p>医療保険、国保財政等に関する調査研究 冊子「国保のすがた」の作成 都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況 国民健康保険の実態 保険者別財政診断分析表、保険者規模別国保財政診断指数表、国保財政レポート 国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報 連合会審査支払業務統計（月次・年間） 国保新聞の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・送付先：国保保険者・関係団体 ・発行回数：年間34回 </p> <p>国保情報の発行 <ul style="list-style-type: none"> ・送付先：49団体 ・発行回数：年間47回 </p> <p>災害備蓄品の管理・調達等の実施 災害対策訓練の実施等 災害救助法適用時における医療機関等への被保険者の既往歴の提供方法の整理 既往歴等の提供にかかるシステム担当者説明会（1月27日）の開催</p>
--	--

【 】組織の概要

1. 設立年月日

昭和34年1月1日

(昭和23年11月11日設立の社団法人全国国民健康保険団体中央会を改組)

(平成24年4月1日に公益社団法人へ移行)

2. 定款に定める目的

この会は、保険者がその目的を達成するために設立した全国の国民健康保険団体連合会を会員とする公益社団法人として、国民健康保険事業、高齢者医療事業、健康保険事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- 一 国民健康保険診療報酬及び健康保険診療報酬の審査(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)並びに審査及び支払に関する指導(総会又は理事会で決定された方針等に関するものに限る。以下同じ。)及び支援
- 二 公費負担医療の審査(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)並びに審査及び支払に関する指導及び支援
- 三 後期高齢者医療診療報酬の審査(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)並びに審査及び支払に関する指導及び支援
- 四 出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族出産費(国民健康保険団体連合会の委託に係るものに限る。)の直接支払に関する指導及び支援
- 五 介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払に関する指導及び支援
- 六 自立支援給付費及び障害児給付費(以下「障害者総合支援給付費」という。)の審査及び支払に関する指導及び支援
- 七 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分診療報酬(後期高齢者医療に係るものを含む。)の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 八 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分介護決済対象費用及び障害者総合支援給付費の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分特定健康診査及び特定保健指導の費用等の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九の二 国民健康保険団体連合会の取り扱う県外分出産育児一時金等の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 九の三 国民健康保険団体連合会の取り扱う保険者間調整に係る県外分保険給付費の支払に要する費用の相互決済に関する業務の受託
- 十 著しく高額な医療費に係る高額医療費共同事業(後期高齢者医療に係る特別高額医療費共同事業を含む。)の実施

- 十一 保険料の特別徴収における経由事務の実施
- 十二 保険者及び国民健康保険団体連合会の業務の共同化に関する支援
- 十三 保険者が行う保健事業等（保健事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業、その他の国民健康保険事業の安定化を図るための事業をいう。以下同じ。）に関する調査研究及び保険者相互間の連絡調整並びに保健事業等に関する専門的技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、実施状況の分析及び評価その他の必要な援助
- 十三の二 国民健康保険連合会が行う診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用に関する事務に対する必要な援助
- 十三の三 医療保険提供等実施機関として行う次に掲げるシステムの開発、運用及び保守並びに当該システムを用いて行う情報の収集、整理、利用及び提供に関する業務
 - イ 医療保険者等向け中間サーバー等
 - ロ オンライン資格確認等システム
 - ハ オンライン資格確認等システムの基盤を利用して構築されるシステム
- 十三の四 介護保険制度及び障害者総合支援制度に関する事業を円滑に実施するために必要な業務
- 十四 国民健康保険関係者、後期高齢者医療関係者、介護保険関係者及び障害者総合支援関係者の業務に必要な研修
- 十五 国民健康保険事業、高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業に関する調査研究
- 十六 その他保険者及び国民健康保険団体連合会に対する助成及び業務の支援
- 十七 国民健康保険制度等運営を円滑に行うため、保険者、被保険者に対し制度の周知をはかることを目的とした新聞等発行等の広報事業
- 十八 前各号に掲げる事業を実施するに際して必要となる国民健康保険団体連合会間の連絡調整
- 十九 その他この会の目的を達するために必要な事業

4．所管官庁に関する事項

内閣府

5．会員の状況

47都道府県国民健康保険団体連合会

6．主たる事務所

東京都千代田区永田町一丁目11番35号 全国町村会館

7. 役員等に関する事項（令和6年度）

（任期 令和6年6月28日～令和8年6月に予定している定期総会の終結のときまで）

名誉会長	村井嘉浩	全国知事会会長	宮城県知事	
会長	大西秀人	全国市長会介護保険対策特別委員会委員長	香川県高松市長	非常勤
副会長	田島健一	全国町村会副会長	佐賀県白石町長	〃
理事長	原勝則			常勤
常務理事	池田俊明			〃
理事	齋藤俊哉			〃
〃	稲垣仁			〃
〃	志賀慎治	宮城県保健福祉部長		非常勤
〃	山本邦彦	北海道国保連合会理事長		〃
〃	高橋勝重	岩手県国保連合会専務理事		〃
〃	熊谷盛廣	宮城県国保連合会理事長	登米市長	〃
〃	森田達也	茨城県国保連合会常務理事		〃
〃	小高康幸	千葉県国保連合会常務理事		〃
〃	佐藤広	東京都国保連合会理事長		〃
〃	藤井裕久	富山県国保連合会理事長	富山市長	〃
〃	小島徹	山梨県国保連合会常務理事		〃
〃	西垣功朗	岐阜県国保連合会常務理事		〃
〃	古川照人	大阪府国保連合会理事長	大阪狭山市長	〃
〃	横山達伸	和歌山県国保連合会常務理事		〃
〃	守田利貴	広島県国保連合会常務理事		〃
〃	土草洋樹	香川県国保連合会常務理事		〃
〃	徳永吉之	福岡県国保連合会常務理事		〃
〃	奥塚正典	大分県国保連合会理事長	中津市長	〃
監事	黒澤正明			常勤
〃	土屋陽一	長野県国保連合会理事長	上田市長	非常勤
〃	野倉加奈美	兵庫県国保連合会専務理事		〃

8. 事務局の組織

(1) 部及び課の設置状況(令和7年3月31日現在)

部(人)	課
総務部(22人)	総務課 人事・調整課 会計課
企画部(13人)	企画調査課 事業・研修課
広報部(5人)	広報課
医療保険部(22人)	共同処理業務課 請求支払業務課 保険者業務課
保健福祉部(24人)	介護保険課 障害者総合支援課 保健事業課 医療保険情報提供等実施機関担当室
審査部(18人)	審査企画課 審査業務課
情報システム部(13人)	管理課 開発課

事務局長(1人)は、特定の部署に属さないため含めていない。

(2) 職員の状況(令和7年3月31日現在)

職員数 ()内は昨年度の数	年度内増減		平均年齢	平均勤続年数
	増	減		
118人(114人)	11人	7人	44歳3ヶ月	13年8月

事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しない。